第五条第三項中「書面で」を削り、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「出生」の下に「（育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあっては、出産予定日）」を加え、「第十一号」を「第十二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　前項の申出及び第八項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一　書面を提出する方法

二　ファクシミリを利用して送信する方法

三　電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3　前項第二号の方法により行われた申出及び通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた申出及び通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

4　事業主は、育児休業申出がされたときは、次に掲げる事項を労働者に速やかに通知しなければならない。

一　育児休業申出を受けた旨

二　育児休業開始予定日（法第六条第三項の規定により指定をする場合にあっては、当該事業主の指定する日）及び育児休業終了予定日

三　育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由

5　前項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、労働者が希望する場合に限る。）により行わなければならない。

一　書面を交付する方法

二　ファクシミリを利用して送信する方法

三　電子メールの送信の方法（当該労働者が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

6　前項第二号の方法により行われた通知は、労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた通知は、労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第七条（見出しを含む。）中「第六条第一項第三号」を「第六条第一項第二号」に、「定める者」を「定めるもの」に改め、同条第三号を削る。

第九条第三号中「配偶者」を「前号に規定する配偶者」に改め、同条第四号中「配偶者」を「第二号に規定する配偶者」に改め、同条に次の二号を加える。

五　法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

六　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

第十一条中「記載した書面を」を削り、「交付」を「通知」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第五条第五項及び第六項の規定は、前項の通知について準用する。

第十二条第一項中「記載した変更申出書を」を削り、「提出する」を「申し出る」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五条第二項から第六項（第四項第三号を除く。）までの規定は、変更申出について準用する。

この場合において、同条第四項第二号中「育児休業開始予定日（法第六条第三項の規定により指定をする場合にあっては、当該事業主の指定する日）」とあるのは「育児休業開始予定日」と読み替えるものとする。

第十七条中「記載した書面を」を削り、「提出する」を「申し出る」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第五条第二項から第六項（第四項第二号及び第三号を除く。）までの規定は、前項の撤回について準用する。

第十八条第一号中「配偶者」を「育児休業申出に係る子の親である配偶者」に改め、同条第二号中「配偶者」を「前号に規定する配偶者」に改め、同条第三号中「事情により」の下に「第一号に規定する」を加え、同条に次の二号を加える。

四　法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

五　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

第十九条に次の一号を加える。

五　法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合において労働者の配偶者が育児休業をしていないこと（当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該配偶者のしている育児休業に係る育児休業期間の初日と同じ日である場合を除く。）。

第二十条中「規定」の下に「（第五号を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え）

第二十条の二　法第九条の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第二項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第四項	第一項	第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第五項	第二項、第三項ただし書及び前項後段	第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項ただし書（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項後段（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第二項	前条第一項及び第三項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）